

高レベル放射性廃棄物の最終処分場としないことを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、原子力を巡る環境は大きく変化しており、使用済み核燃料の処理は今後の大きな課題となっています。

北海道幌延町には幌延深地層研究センターが設置されており、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発として地層科学研究や地層処分研究開発を行うことにより、地層処分の技術的な信頼性を実際の深地層での試験研究等を通じて確認することを目的としています。

幌延深地層研究センターについては、北海道、幌延町及び日本原子力研究開発機構（旧核燃料サイクル開発機構）の三者の間で、平成12年11月に幌延町における深地層の研究に関する協定書を締結しており、研究実施区域に研究期間中はもとより研究終了後においても放射性物質を持ち込むことや使用することはしないこと、研究終了後は地上研究施設を閉鎖し地下施設を埋め戻すこと、研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しないことなどを定めています。

また、幌延町は深地層の研究の推進に関する条例を制定し、研究の期間中及び終了後において町内に放射性物質の持込みは認めないことを規定しています。

よって、国及び北海道におかれましては、三者協定を順守し、幌延町における研究実施区域を放射性廃棄物の最終処分場としないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月12日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣
経済産業大臣
北海道知事